

能登町公告第34号

能登町例規集システム更新等業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年10月13日

能登町長 大 森 凡 世

1. 目的

能登町例規集データベースシステムの構築及びデータ更新等の業務に係る契約の終了に際し、当該業務について各業者からの企画提案を通じ、機能的で多角的なシステムの提供等を受けることを目指すため、業務遂行力の高い事業者を選定するもの。

2. 業務名

能登町例規集システム更新等委託業務

3. 業務内容

- (1) 次の機能を有する例規集システムへの更新
例規の検索・閲覧機能に加え、新旧対照表、公布文等が自動生成できる起案機能、審査機能、管理機能
- (2) システムの更新に付随する業務
データの移行、外部公開用データの作成、法令及び全国例規の検索・閲覧等のサービスの提供
- (3) システム運用に係る業務
サーバーの提供、例規整備情報の提供、引用法令の改正情報の提供、データの更新、システムの保守

4. 履行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間。ただし、契約については、単年度契約とする。

5. 提案上限額

12,000,000円（契約期間を通じた合計額。消費税及び地方消費税を除く。）

※原議は年度当たり200原議として提案すること。

6. 担当課

〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字 50 番地 1

能登町総務課 行政係

電話番号：0768-62-1000 F A X : 0768-62-4506

メールアドレス：soumu@town.noto.lg.jp

7. 受託候補者の選定方法

選定は、公募型プロポーザル方式とし、本書及び能登町例規集データベースシステム構築・維持更新等業務仕様書に基づき、企画提案書及び見積書の提出を受けるとともに、提案されたシステムの内容、機能の満足度、費用の適正等を総合的に評価した上で、審査会において受託候補者の選定を行う。

8. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する資格不適合事由に該当しないこと。
- (2) 参加申込書の提出期限の日において、能登町財務規則（平成 17 年能登町規則第 33 号）第 86 条第 2 項に規定する競争入札参加者名簿（物品・その他）に登録されていること。
- (3) 次のいずれかの申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 法人及びその役員が、能登町暴力団排除条例（平成 17 年能登町条例第 2 号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

9. 選定手続への参加手続等

- (1) 参加申込書等の提出方法等

選定手続への参加希望者は、参加申込書及び添付書類を提出し、選定手続参加資格の有無について町長の承認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参により提出すること。郵送又は電送（FAX、電子メール等）による提出は受け付けない。

- ①参加申込書（様式1）
- ②会社概要及び財務状況調書（様式2）
- ③過去3年間の同種業務の実績一覧（様式3）

イ 提出期限

令和4年10月28日（金）午後5時まで

ウ 提出部数

1部

エ 提出先

能登町総務課 行政係

オ 留意事項

- ①参加申込書は、提出日現在における状況について記載すること。
- ②参加申込を提出した後、都合により選定手続への参加を辞退したい場合は、その旨を町長宛て書面により提出すること。

(2) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加申込書の提出期限日をもって行うものとし、結果については、書面にて通知する。

10. 実施要領、基本仕様書等に対する質問

- (1) この要領等に対する質問がある場合は、次により質問書（様式4）を提出すること。

ア 提出方法

電子メールにて提出すること。なお、電子メールにより提出した場合は、必ず着信を確認すること。

イ 受付期間、受付時間

令和4年10月17日（月）から令和4年10月24日（月）まで
（休日を除く）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

能登町総務課 行政係

- (2) (1)の質問書に対する回答は、参加申込書を提出した全ての者に通知すべき内容であると事務担当課が判断した場合は、質問内容及び回答について電子メールにて送付し、全ての者に通知する。

1 1. 参加資格の決定及び通知

参加申込書等を審査し、提出者に対して、令和4年11月7日（月）までに審査の結果を「プロポーザル参加資格決定通知書」（様式5）にて通知する。

1 2. 参加者が1者である場合の措置

選定手続に参加する者が1者である場合は、評価基準の75%以上があった場合、その提出者を選定する。評価基準が75%を満たさなかった場合は、再度公告して参加申込書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る選定手続参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

1 3. 提案書の提出

1 1により参加資格があると確認された旨の通知があった者は、次により、提案書及び添付書を提出する者とする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参により提出すること。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。

ア 提案書 表紙（様式6）

個別（様式は自由）

- ①検索・閲覧機能に関する提案
- ②起案機能に関する提案
- ③審査機能に関する提案
- ④管理機能に関する提案
- ⑤データの更新に関する提案
- ⑥外部公開用データ作成の提案
- ⑦法令の検索・閲覧等のサービスの提供に関する提案
- ⑧システムの安定運用及び保守に関する提案
- ⑨例規整備情報の提供に関する提案
- ⑩引用法令の改正情報の提供に関する提案
- ⑪研修その他のサポートに関する提案

イ. 参考見積書（様式は自由）

(2) 提出期間

令和4年11月8日（火）から令和4年11月16日（水）まで（休日を除く）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出部数

6部（正本1部 副本5部）

(4) 提出先

能登町総務課 行政係

1 4. ヒアリングの実施

提案書を提出した者1者につき1時間（機材の設置に要する時間を除く。）を限度としてプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションでは、参加者による説明、15の審査委員会の委員によるヒアリング等を行う。

なお、プレゼンテーションに使用するスクリーン、プロジェクター、パソコンは当町で準備する。その他の機材については、参加者で準備すること。USBメモリーを持ち込むときは、コンピュータウイルスがないか対策を実施すること。

また、審査のため、システムのマニュアルを自参すること。なお、プレゼンテーションの実施は、令和4年11月24日ごろを予定している。詳細な日時、場所等については、後日別途通知する。

1 5. 審査方法及び審査基準

- (1) 本町に設置する審査委員会において13により提出された提案書及び14により実施したヒアリングの内容を審査し、最優秀提案者を選定する。
- (2) (1)の審査にあたっては、各審査委員が、次の評価項目ごとにそれぞれ評価する。

評価項目	評価事項
信頼性	システム導入実績 経営状況・収支状況
システム性能	システム機能の充実 システムの操作性
法制執務支援体制	法制執務に対する窓口体制 法令改廃の情報提供
経費	費用対効果とその妥当性

- (3) (2)の評価項目に関する評価基準及び選定委員の氏名について、公表しない。

1 6. 留意事項

- (1) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 提出期限日以降における書類の差し替え又は、再提出は認めない。

(3) 本プロポーザルの実施及びスケジュール (予定)

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザル参加者の募集	10月14日(金)～10月28日(金) 午後5時まで
質問受付期間	10月17日(月)～10月24日(月) 午後5時まで
参加資格の決定及び通知	11月7日(月)までに通知
提案書等の受付期間	11月8日(火)～11月16日(水)
プレゼンテーション	11月下旬(11月24日予定)
審査結果の通知	12月上旬

(4) 本件に係る費用負担

提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。